

部会第8回会議から第18回会議までの
意見要旨
(年齢関係)

部会第8回会議から第18回会議までの意見要旨（年齢関係） 目次

1	少年法と他の法律との関係について	
	(1) 民法との関係	1頁
	(2) 公職選挙法・裁判員法との関係	6頁
2	被害者を含む国民の理解・納得について	8頁
3	18歳・19歳の者の成熟度について	9頁
4	刑事政策的懸念や措置の在り方について（「少年」の上限年齢の引下げの議論との関連で示された意見）	10頁

部会第8回会議から第18回会議までの意見要旨（年齢関係）

1 少年法と他の法律との関係について

(1) 民法との関係

【民法の成年年齢引下げとの整合性について】

- 少年法の保護処分において、犯罪行為に対応する責任を超えてまで権利や自由を制約することが正当化される根拠については、少年は自律的な判断能力が不十分であることから、本人の健全育成のために、国家が後見的に介入し、本人の自由を制約することも許されるという、いわゆる保護原理によって説明されている。

そして、少年法の保護原理の根拠を国親思想によって説明する見解によれば、少年法における保護処分は、少年が親権者の監護・教育権に服する存在であることを基本的な前提として、そのような者に対して補充的・後見的に国家が介入するものであると考えることになるから、18歳及び19歳の者が親権に服さない存在とされた以上は、これらの者に対して国家が少年法の保護原理に基づいて保護処分を行うことは正当化できないことになると思われる。

- 少年法の保護原理について、国親思想のみを根拠に説明するのは現時点の考え方としては適切でなく、子どもの権利条約も締結された現在においては、未成年の子どもの成長発達権の保障や最善の利益の尊重という配慮が必要であることや、脳科学の知見等に基づいた刑事政策的な有効性も根拠とされるべきである。
- 少年法の保護原理の根拠について、端的に、少年が健全に成長するという本人の利益を図るために国が後見的な介入をすることが認められるという見解に立った場合には、何歳までの者について後見的な介入を認めるかは一義的に定まるものではなく、政策的な判断になる。もともと、少年の健全な成長のため後見的介入を行う要請は他の法領域にも妥当するから、この政策的な判断には法制度全体を通じた整合性が求められる。そして、その判断の基本をなすのは少年の基本的な地位、権利・義務に関わる民法の領域であると思われるが、今般の民法改正により、立法府が18歳及び19歳の者を親権の対象から外し、自律的な判断能力を有する者とする政策的判断をした以上、18歳及び19歳の者を保護処分の対象とすることが法制度全体としての整合性という観点から説明できるのかということを検討する必要がある。

- 親権に服さない18歳及び19歳の者には少年法の保護原理が妥当しないから、これらの者に保護処分と同一内容の処分を行うことについては、刑法の基本原則である責任主義との関係が問題となる。

刑法における責任主義は、一定の行為によって法益侵害又はその危険がじゃっ起されたことを前提に、行為者に責任がある場合に限って刑罰を科し得るという原則であり、その要請は、刑罰か否かに関わらず、基本的には、自律的な意思決定主体である成人に対する重大な不利益処分全般について妥当すべきと考える。

そして、保護処分は、保護原理によって正当化されており、責任主義による制約には服していないから、保護処分と同一内容の処分を成人として扱われる18歳及び19歳の者に適用することは、責任主義の観点からは正当化することが困難である。

- 少年法の保護処分の対象とするかは、民法上成年であるかどうかではなく、成熟した大人であるかどうかという観点から考えるべきである。民法の成年年齢引下げは、飽くまで、18歳及び19歳の者を大人として取り扱うということであって、これらの者が成熟した大人になったということの意味するものではないから、民法の成年年齢が引き下がったからといって、18歳及び19歳の者を保護処分の対象から外すということにはならない。
- 民法の成年年齢引下げに関する国会審議においては、18歳及び19歳の者は、いまだ成長過程にある者であって、大人として完成されたことを意味するものではないと説明されている。また、成年年齢引下げの理由も、若者の積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものとするためと説明されており、若者のうちごく一部の非行に及んだ者の立ち直りや再犯防止を目指す少年法とは全く別の観点によるものである。さらに、親権からの離脱という点も、成年年齢引下げの目的とされたものではない。
- 民法の成年年齢引下げの趣旨は、18歳の者が成熟した大人として自律的な判断ができることによるものではなく、将来の国造りを担っていく若者に、早く社会に参加して、社会の構成員としての役割を果たしてもらおうというものであり、自立を可能とするような環境整備や支援を同時に進めることとされている。

そして、少年法における健全育成の理念は、成長途上の存在である少年に介入してこれからの社会を担うきちんとした大人になってもらおうというものであるから、「少年」の上限年齢の引下げにより、罪を犯した18歳及び19歳の者について、自分一人の力で改善更生するよう突き放すの

ではなく、「少年」の上限年齢を引き下げずに、これらの者を引き続き少年法の健全育成の対象としていくことこそが、民法改正の方向性と合致すると考える。

【少年法における「保護者」について】

- 財産法としての民法ではなく、親族法としての民法の成年年齢に関する規定と現行少年法の規定との間には、趣旨・目的において密接不可分な関係があることは明らかである。少年法は、「保護者」に重要な役割、責務を負わせ、また、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」をぐ犯事由として規定しており、基本的な枠組みとして、少年に「保護者」が存在し、少年が親権者の民法上の監護教育権に服していることを当然の前提にしていると言える。

しかし、民法の成年年齢の引下げにより、18歳及び19歳の者は親権に服さないこととなるから、これらの者には、少年法第2条第2項により「保護者」とされている「法律上監護教育の義務ある者」及び「現に監護する者」を法律上想定できず、「保護者」が存在し得ないこととなる。それにもかかわらず、「少年」の上限年齢を維持して、保護者のいない18歳及び19歳の者を「少年」とすることは、現行少年法の基本的な枠組みと不整合であると言わざるを得ない。

- 少年法第2条第2項の「少年を現に監護する者」における「監護」は、民法第820条の「監護」、すなわち親権に服する未成年の子に対する監督保護を意味すると解される。民法の成年年齢が引き下げられた場合には、18歳及び19歳の者は親権に服さないで、これらの者に対して生活全般の世話をしていたとしても、それは「監護」に該当しないから、結局、これらの者については「保護者」が存在しなくなる。
- 少年法第2条第2項は「保護者」として「少年を現に監護する者」も規定していて、住み込み就労中の雇い主や寮、寄宿舎の責任者等がこれに当たると解されており、また、民法上の婚姻による成年擬制の場合についても少年法の適用があるとされている。このように、少年法における「保護者」は必ずしも法律上の監護権がある者に限られないのであるから、民法の成年年齢が引き下げられて、18歳及び19歳の者に監護権者がいなくなったとしても、直ちに少年法上の「保護者」がいなくなるというわけではない。したがって、「保護者」の問題については、「少年」の上限年齢を維持した上で、「保護者」の規定について多少の修正を加えることにより対応することも可能である。

- 「少年」の上限年齢を引き下げってしまうと、一部の者については少年法上の「保護者」が存在しなくなってしまうため、家庭裁判所による「保護者」に対する調査や保護観察所による「保護者」への働き掛け等を行うことができなくなってしまう。
- 少年法においては、「親権者」ではなく、「保護者」という規定ぶりを用いられていることを重視すべきと考える。
- 高校の進学率が98パーセント、大学・専門学校の進学率が約8割という中で、現実的には、ほとんどの18歳及び19歳の者は親の扶養下、監護下にあるというべきである。親権に服さなくなるから、監護の対象でなくなるというのは、形式的に過ぎる。実際にそのような割切りをすると、18歳及び19歳の者に「保護者」はいないこととなり、学校、家庭裁判所、保護観察所、少年院による親への働き掛けが極めて困難となるのではないか。

【その他】

- そもそも少年法は、民法の「成年」という概念とは別の「成人」という概念を採用しており、旧少年法の下でも、「少年」の上限年齢と民法の成年年齢とは一致していなかった。また、現行法でも、婚姻による成年擬制や少年院の収容継続の場合など、民法上の成年に対しても少年法が適用されている。
- 全体として見ればわずかであっても、制度として、民法上の親権に服さない者も「少年」として少年法の対象となる場合があるということが重要である。現行少年法制定時の議論においても、20歳くらいの者はいまだ心身の発育が十分でないから「少年」の上限年齢を引き上げると説明されており、実質としての未成熟性に焦点が当てられていた。
- 児童の権利に関する条約の第1回日本政府報告では、「少年が罪を犯した場合については、以下のとおり少年法等により成人（20歳以上）の者とは異なる手続を定め又は措置を講ずることにより、その年齢を考慮し、将来社会において建設的な役割を担うことを促進するものとしている」と説明されており、現行少年法の制定時も、未成年かどうかではなく、成熟する年齢を20歳と決めたのだと思われる。

20歳未満の者は未成熟という前提であるから保護処分を課すことができるとすると、単に民法上は成年として取り扱うことになったからといって、少年法による保護の対象から外すということにはならない。
- 公職選挙法の選挙権年齢引下げにおいては有権者として投票する能力

が、民法の成年年齢引下げにおいては主に経済取引上の能力が問題とされていたが、これらの能力と、多くは危機的状況で犯罪行為を適切に抑止し得る能力が同じようにあるといえるのかという点は、しっかり検討すべきである。

- 民法における婚姻による成年擬制は、夫婦の一体としての活動が婚姻当事者以外の者に阻害されて法的関係の混乱が生じるのを回避するための便宜的な措置であり、未成年者が婚姻によって一般的な意味での成年に達するということを意味するものではない。そのため、婚姻により成年が擬制された者について、一律に少年法の適用対象から除外するのは相当ではなく、「少年」として保護処分の対象とすることはなお適切であると考えられる。もっとも、民法の成年年齢が引き下げられて成年とされる18歳及び19歳の者については、一律に「保護者」が観念し得なくなる以上、これらの者を全般的に保護処分の対象とすることは、少年法の予定するところではないと考える。
- 「少年」の上限年齢を維持する場合には、民法上成年として完全独立の法的主体となった者、それ故に過去に実行した犯罪行為に対してのみ刑事責任を問い得るはずの者に対して、少年法第3条第1項第3号により、将来犯罪を犯すおそれを根拠として国家が自由制約を伴う介入をすることになり、およそ整合性がとれないのではないか。
- 法制度が異なるので諸外国における年齢設定を一概に比較対照することはできないが、例えば、ドイツでは、民法の成年年齢が18歳まで引き下げられたが、少年刑法の対象年齢の上限は21歳のまま引き下げられていない。フランスにおいても、民法の成年年齢は18歳だが、保護的な措置をとることができる刑法の年齢の上限を20歳超とする内容の改正がなされたとの文献もある。これらを踏まえ、民法の成年年齢と「少年」の上限年齢との関係について慎重に検討する必要がある。
- ドイツでは、民法の成年年齢が18歳であるのに対して、刑事手続においては、行為時18歳以上21歳未満の青年について、その成熟度が行為の時点で少年と同等であった又は当該行為の性質が少年非行のそれと同等であったと判明した場合には、少年刑法が適用されるものとされているが、ドイツの少年刑法においては、罪を犯していない者を処分に付することはできず、罪を犯した者について行為に相応する責任を超える処分に付することは許容されていない。したがって、ドイツにおいて私法上の成年者に対して少年刑法を適用することが可能であるとしても、それは、要保護性が認められる限り、犯した行為に見合った責任を超える処分に付し得るこ

とを意味するものではない。

- 民法改正の際の衆議院の審議において、民法の成年年齢の引下げに賛成の3名の参考人が、少年法の「少年」の上限年齢については民法と別に考えるべきだとして、「少年」の上限年齢の引下げにはいずれも反対していた。
- 「少年」の上限年齢を引き下げるべきとの意見の論拠のうち、民法や公職選挙法等で「大人」として扱われる者が重大・凶悪な事件を犯した場合には犯罪者の扱いとしても「大人」として扱うべきであるという点は、説得力がある。また、18歳及び19歳の者が親権を離脱することによって生じる理論的な問題点にも対応する必要があると思われる。

(2) 公職選挙法・裁判員法との関係

- 選挙権は、国民の権利であると同時に、国家機関である公務員の選挙という公務に参画する責務であると理解されている。18歳以上の者が、選挙権を付与され、国家の維持形成について責任を有する者と扱われるに至ったことと、そのような者を他方では判断力が未熟で国家が健全育成に責任を持つべき者として扱うことが整合するかという観点が検討されなければならない。
- 18歳及び19歳の者には選挙権が付与され、これに応じて選挙運動の自由も認められたが、「少年」の上限年齢を維持するとすると、これらの者が選挙犯罪に及んでも、原則として保護処分の対象となって刑事責任を問われず、公民権停止や連座制の適用もないこととなるから、選挙の公正を図るための担保が不十分となりかねない。

平成27年公職選挙法等一部改正法附則第5条第1項は、「当分の間」の暫定的な措置として、18歳及び19歳の者が連座制に係る事件に及んだ場合であって、その罪質が選挙の公正の確保に十分な支障を及ぼすと認めるときは、検察官送致をずしてしているが、仮に「少年」の上限年齢を維持する場合には、公職選挙法が本来想定している選挙の公正が十分担保されているか疑義のある状態が固定化されることを意味するようと思われる。

この点、選挙犯罪について18歳及び19歳の者を成人と同様に扱うものとするとも考えられるが、18歳及び19歳の者を「少年」として少年法の対象としながら、選挙犯罪についてだけ保護処分の対象外とするのでは、「少年」に対する手続として一貫性を欠くことが否定できないと思われる。

- 裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者から選任するものとされているため、選挙権を有する18歳及び19歳の者は裁判員になる資格を有し、選任されれば被告人を裁く地位に就くこととなる。もっとも、「少年」の上限年齢を維持することとすると、これらの者は原則として刑事裁判において裁かれることはないにもかかわらず、他方で刑事裁判において他人を裁くことができるという状況が生じることとなり、制度として不均衡である。

平成27年公職選挙法等一部改正法附則第10条第1項は、「当分の間」の措置として、18歳及び19歳の者に裁判員となる資格はあることとしつつ、その就職を禁止することにより不均衡を解消しようとしているが、実質的に裁判員となるべき者を20歳以上の者に限定する現在の状態を恒久的なものとして維持することは、裁判となる資格を選挙権を有する全ての者とした趣旨と整合しない。

この点、裁判員の選任資格を20歳以上の者に限定することも考えられるが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図るという裁判員制度の趣旨からすると、できるだけ幅広い層から裁判員が選任されるべきであり、裁判員制度の趣旨目的という根本に立ち返った議論が必要になる。

- 国会審議において法務省も説明しているように、公職選挙法において、一定の保護処分を受けた者について公民権停止や連座制の対象とするなどの法整備を講ずることとすれば、18歳及び19歳の者を「少年」としつつ、選挙犯罪に及ぶことを抑止することは可能である。むしろ、これらの者を「少年」ととどめておくことによって、選挙犯罪を犯した場合に公民権停止等と併せて有権者としての教育をすることにより、将来の同種事案を有効に防ぐことができると考える。同様に、裁判員の資格の問題についても、個々の法令によって十分に対処することが可能であると思う。
- 裁判員法は、選挙権を有する者が裁判員として公務に参加することの義務を定めているが、それは選挙権を有する者が成熟しているからということではなく、国民として勉強をするという趣旨もあると思う。他方で、少年法は、成長発達過程にある少年について、国家として保護していくという観点からの法律であり、裁判員法とは目的が異なるから、裁判員の資格と「少年」の範囲にずれが生じたとしても、そこに矛盾があると考えする必要はない。
- 裁判員法の立案時、国民に勉強してもらうために裁判員を務めてもらうという考えは誰にも全くなく、裁判員法にそのような趣旨もあるという説

明は事実に反する。

- 裁判員となることができる年齢の在り方については、高校3年生の生徒らが選任された場合の負担なども考えると、そもそも18歳に引き下げるべきなのかも含めて検討する大きなテーマなのではないか。ただ、そのことが、少年法上の「少年」の上限年齢を引き下げるべきかどうかの決め手になるような要素ではない。

2 被害者を含む国民の理解・納得について

- 選挙権年齢が引き下げられて、18歳以上の者は参政権を持って主権者として法規範の策定に参画できるようになった上、民法の成年年齢が引き下げられることで、18歳以上の者は取引行為を自らの責任で行うことが可能になり、親の監護からも独立することになる。そのような18歳及び19歳の者について、罪を犯した場合は従来どおり少年法を適用するということが、犯罪被害者を含めた国民の広い理解を得られるのか、率直に言って疑問である。
- 被害者を含めた国民は、加害者が少年の場合には、少年がいまだ自律的な判断能力を有する社会の一員として扱われていないという社会的認識を受容し、それを前提とすればこそ、その者に対する処分として保護教育が優先されることを受け入れていると考えられる。選挙権や国民投票の投票権が与えられ、成年年齢が引き下げられて、18歳及び19歳の者が自律した判断能力を有する社会の一員とみなされることとなったにもかかわらず、犯罪については、責任が問われるのではなく、国による保護・教育の対象であり続けるということに、被害者を含めた国民の多くが納得するかという視点は、避けて通ることができないものである。
- 被害者家族としては、18歳及び19歳の者は、選挙権が与えられ、民法上も成年とされるのであるから、権利が付与する以上は、責任もしっかりとることを教える必要があると考えている。18歳及び19歳の者について、罪を犯したときだけ、未熟であるという理由で少年法の対象とすることはおかしい。「少年」の上限年齢を引き下げることによって、罪を犯しても軽い処分ですむと認識している18歳及び19歳の者に、大人としての自覚を促して責任を持たせ、自分が取った行動には責任を果たす義務があることを国家が示すべきであり、それはこれらの者の本当の意味での健全育成や再犯抑止につながると思う。
- 世論調査では、「少年」の上限年齢引下げに賛成する回答が多いものの、他方で、少年犯罪が実際には減少しているのに増加していると誤解してい

る方が約8割に及んでおり、世論調査の結果の背景には、少年犯罪の実情に関する誤った理解があるのではないかと考えられる。少年犯罪の実情や、少年法が若者の立ち直りや再犯防止に有効に機能していることなど、国民に正確な情報を提供して、正しい理解が得られるように努力すべきである。

- 法制度の設計に当たり、当初から国民の理解を重視しすぎるのは危険である。民法の成年年齢引下げについては、数年前に行われた世論調査で国民の多数が反対していたにもかかわらず、国会審議において、法務大臣は、制度を作った上で国民の理解を得ていく旨を答弁していた。少年法については、近年の改正の内容を含めてその具体的内容が民法以上に知られていない。18歳及び19歳の者を引き続き少年法の対象とすることが再非行防止に役立つということを丁寧に説明していくことが、まずは法律の専門家としての責任である。
- 114名の刑事法学者や児童精神医学の学会などから、「少年」の上限年齢引下げに反対する声明が出されているほか、弁護士業務に関連して面会する家庭裁判所調査官、裁判官、少年鑑別所や少年院の職員、児童福祉関係者、学校関係者のほとんどからも、同様に反対する声が寄せられている。

3 18歳・19歳の者の成熟度について

- 18歳及び19歳の者のほとんどが学校教育を受け、多くが親の扶養下にあり、その成熟度が以前よりも低くなっていること等については、ほぼ一致した認識があると考えられる。また、非行に及ぶ少年は、児童虐待などの被害体験が多いことが実証されている上、経済的な困窮の中に生活している者や、知的障害や発達障害などの問題を抱えている者も少なくない。これらの者を社会の一員として迎え入れるために、健全育成を図る見地から保護・教育を行い、その自立を支援していくことが課題となっている。児童福祉の分野では、児童自立支援事業が18歳を超えて大学まで延長されるなど、対象年齢を引き上げる動きがあり、他方で、少年の立ち直りとその結果としての再犯防止を目指す少年法では、「少年」の上限年齢を引き下げるということでは、国の施策として矛盾するのではないか。
- 一般に子どもの成熟が遅れていることと、行動を制御する能力をつかさどる脳の部位の発達で20歳代半ばくらいまで続くことは、脳科学の世界ではほぼ認められていると思われる。このような脳科学の知見等を踏まえて、米国では少年に対して非常に厳しい罰を下してきたことの見直しが進められていると言われている。20歳代前半くらいまでの者の犯罪、非行

に対してどのような刑事政策的措置が妥当なのかを考えるに当たっては、脳科学の知見は一つの重要な要素になると考えられる。

- 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」第7回会議のヒアリングにおける医師の意見によれば、現在の医学の状況では、脳の発達の状況及びそれと犯罪との関係について有意な知見は出ていないということであるから、18歳及び19歳の者の処遇を考える際に、脳科学の知見は決定打にならない。

4 刑事政策的懸念や措置の在り方について（「少年」の上限年齢の引下げの議論との関連で示された意見）

- 現行少年法が有効に機能している点については、当部会においてもほぼ異論がない。少年犯罪は重大事件を含めて極めて減少しており、少年の再入率は成人と比べて低いなど保護処分の効果も上がっているといえる。したがって、現時点において、「少年」の上限年齢について、実体面でこれを引き下げるべき立法事実は基本的に存在しない。また、「少年」の上限年齢の引下げに伴う刑事政策的な懸念について、現在検討されている措置によって対応することには、行為責任の原則や適正手続の観点から、大きな限界がある。さらに、高校3年生が次々に成人になっていくという学校現場の混乱や、警察による青少年補導等の活動ができなくなるという点は、現在検討されている刑事政策的措置によっても解決することができない。
- 罪を犯した18歳及び19歳の者について、事件が家庭裁判所に全件送致され、その抱える問題性について専門家である家庭裁判所調査官による科学的調査を経た上で保護処分が課せられるという現行の少年法のシステムは、現在、極めて有効に機能しており、これを変更する必要性は全く認められない。
- 少年法による科学調査(家裁調査官の調査・調整,少年鑑別所の鑑別等),家裁による審判・保護処分(保護観察,少年院等)については、再犯防止に有効に機能しているものであり、できる限りそのような機能を実質的に確保すべきである。
- 少年法の「少年」の上限年齢を引き下げると、18歳及び19歳の者は成人として扱われ、要保護性が大きくても責任主義との関係で施設収容がされない場合が生じること、保護観察付き執行猶予を活用するにも、家庭裁判所の調査を経ないで行う保護観察は実効性が乏しいこと、「保護者」が存在しなくなり、「保護者」に対する働き掛けもできなくなることからすると、現在検討されている刑事政策的措置を組み合わせたところで、

少年法による処遇と同様の処遇ができるということはありません。

- 「少年」の上限年齢を引き下げた場合には、18歳及び19歳の者は、成人として少年法第1条の健全育成の理念の対象ではなくなるから、「若年者に対する新たな処分」は再犯防止の目的で行われることになるが、健全育成の理念がないのに、そのような処分をすることが正当化されるのか、処遇効果があるのかという点で、大きな問題がある。
- 「若年者に対する新たな処分」の対象は、比較的軽微な事案が大部分であり、現行少年法の手続では審判不開始又は不処分で終わっているケースも相当含むと考えられる。「少年」の上限年齢を引き下げると、少年の健全育成のために本来最も介入する必要性が大きい程度重大な事案は、起訴されると考えられる。しかし、刑事裁判で保護観察付き執行猶予とされた場合の保護観察は、現行少年法の下における保護観察と比べると、家庭裁判所の調査に基づく社会記録等の資料のない状態で実施される不十分なものとどまるし、実刑とされた場合の刑務所における処遇も、現行少年法の下における処遇と比べると相当見劣りする。このように、現在検討されている刑事政策的措置については、最も介入して健全育成を図るべきところに不十分な介入しかできないという懸念がある。
- 少年審判や少年矯正の現場では18歳及び19歳の者が全体の約半数を占めていることから、これらの者が少年法の対象から除外されると、家庭裁判所、少年鑑別所及び少年院といった組織の機能が全体として大幅に低下するのではないかと懸念がある。
- 現行少年法は「少年」の年齢の基準時を処分時としていることから、「少年」の上限年齢を引き下げる場合、捜査に要する期間によっては、行為時16歳や17歳の少年が犯した事件も成人事件として扱われる可能性がある。このような低年齢の者への影響についても十分に検討すべきである。
- 現在でも、刑事施設においては、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を目的として、個別の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導という矯正処遇が実施されており、仮に「少年」の上限年齢が引き下げられて18歳及び19歳の者が刑事施設において処遇を受けることとなったとしても、再犯防止に相応の効果を上げることが期待できる。統計を見ると、少年院出院者の5年以内の再犯状況と刑事施設出所者の5年以内の再犯状況とは大きな差異はなく、平成27年の少年院出院者の2年以内の再入院・刑事施設入所率と29歳以下の若年者の出所受刑者の2年以内の再入率とでは、後者の方が若干低くなっている。現在でも、刑事施設における処遇は再犯防止に相応の効果を上げていると考えられ、さらに、現

在検討されている刑事政策的措置を掛け合わせることにより、18歳及び19歳の者が刑事施設に入ったときの再犯防止効果は十分に高まることが予測できる。

- 施設内処遇の効果という観点から再犯率・再入率に関する統計を見るときには、元々20歳未満の者の方が20歳以上の者より犯罪に及ぶ割合が高いことを考慮する必要がある。また、対象者が犯した罪の種別も考慮する必要がある（例えば、再犯が多い罪種である窃盗を犯した者を多く含む少年院出院者の方が刑事施設出所者に比べて再犯率が高く出てしまう傾向がある）、さらには、少年院出院者の再入率は18歳未満の者を含む数値であるところ、18歳未満の者は18歳及び19歳の者に比べ再入率が高く全体の再入率を引き上げていること等も考慮する必要がある。挙げられた統計数値から少年院出院者と刑事施設出所者の再犯・再入の数値に大きな差はないと評価することには疑問があり、さらに、その評価と両施設における処遇の効果とを結び付けることは、ミスリードにつながるのではないか。
- 統計学上の考え方では、統計を用いてある条件の効果を測ろうとするならば、比較をするグループについて、当該条件以外の他の条件が同じである必要がある。統計は具体的な数値で表されるため、統計を引用しての発言はインパクトが大きい反面、統計学的な裏打ちがない場合にはミスリードにつながりかねない怖さがあると考えている。
- 起訴猶予となるような軽微な事件を起こした者に対して、改善更生のためにいろいろな働き掛けを行う制度は検討されてよいと思うが、だからといって、軽微な事件を起こした者を守るために、起訴されるような事件を起こした者についてまで少年法で守るべきという議論にはならない。18歳及び19歳の者は、選挙権を持つ責任のある立場であるから、起訴されるような罪を犯したときは、成人として公開の裁判で通常どおり刑事責任を問われるべきである。その上で、刑事施設等において必要な処遇をすればよい。
- 少年院では健全育成を目的として細やかな教育がされるというが、刑務所においても、いろいろな矯正教育の工夫を取り入れることによって対応することができるのではないか。少年は健全育成でないといけないなどというのは、言葉の違いに過ぎず、実質的な処遇目的は、いずれも再犯防止等であって、似ているのではないか。
- 重罪とそれ以外の犯罪を区分し、前者は、現行の成人と同様に検察官が起訴して通常の刑事手続を行うこととし、後者は現行の少年法の手続・処

分をできるだけ活かす制度とすべきである。後者について、民法上の成年として処分は行為責任の範囲内に限定されるという考え方に立つとしても、18歳及び19歳の者についての保護処分は、行為責任の範囲（罪刑の均衡の保持）で行わなければならないとの趣旨の規定を設ければ、理論的な整合性も過剰な介入の抑止も可能である。

また、18歳以上の者が親権を離脱することについては、ぐ犯の規定や保護者に関する規定に必要な改正を加えることで対応することができるのではないか。

これまで少年法は一律の規制であったが、年齢や犯罪の軽重等に関する区分・特則を設けることは、諸外国の立法例にみられる合理的な制度であって、上記のような改正も年齢・犯罪による合理的な区分・特則を設けるものとして許容できるものとする。